

みんなに親しまれる駅づくり事業補助金取扱要領

1 趣旨

この要領は、みんなに親しまれる駅づくり事業補助金に係る事務を適切に執行するために、みんなに親しまれる駅づくり事業補助金交付要綱の取扱いについて定める。

2 補助対象事業

補助対象事業は、原則として障害者対応型エレベーター、スロープ、障害者対応型トイレなど、駅のバリアフリー化の促進に資する施設の整備事業とし、かつ申請年度内に完了する事業とする。

なお、各施設の整備は、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づいて行うこと。

3 併用できる助成制度

市町村は、補助対象事業が埼玉県ふるさと創造貸付金の貸付対象事業の要件を満たす場合は、この補助金とともに、埼玉県ふるさと創造貸付金を利用することができる。

4 補助額

補助額の算定にあたり、10万円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

5 補助額の主な算定基準

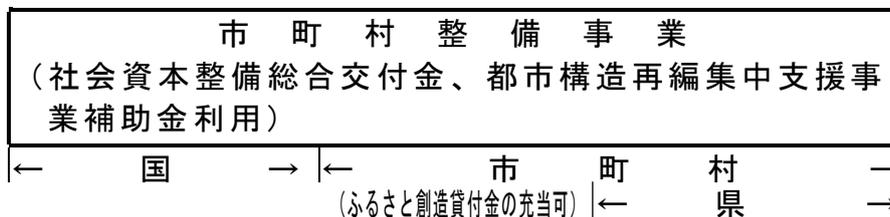
(1) 市町村が駅施設を整備する場合

事業費の2分の1以内で知事の定める額とする。

市 町 村 整 備 事 業			
←	市 町 村		→
	(ふるさと創造貸付金の充当可)	←	県 →

(2) 市町村が「社会資本整備総合交付金」又は「都市構造再編集中支援事業」を利用して駅施設を整備する場合

事業費から社会資本整備総合交付金、都市構造再編集中支援事業による充当額を除いた経費のうち、2分の1以内で知事の定める額とする。



(3) 鉄道事業者が駅施設を整備する場合

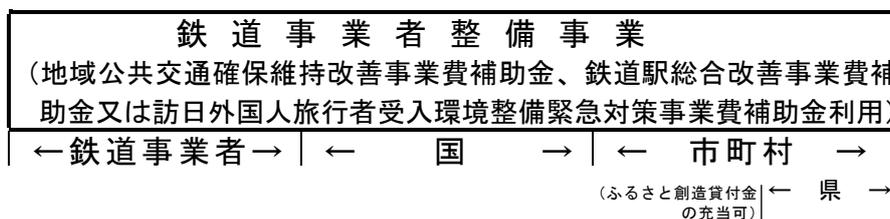
事業費のうち、市町村が鉄道事業者に補助、負担する額の2分の1以内で知事の定める額とする。



* 補助対象駅が「鉄道駅バリアフリー料金制度」の適用を受ける場合は、当該制度により充当される額は、鉄道事業者が負担する額に含まれる。

(4) 鉄道事業者が「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」、「鉄道駅総合改善事業費補助金」又は「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」を利用して駅施設を整備する場合

補助対象経費から地域公共交通確保維持改善事業費補助金、鉄道駅総合改善事業費補助金又は訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金を除いた経費のうち、市町村が鉄道事業者に補助、負担する額の2分の1以内で知事の定める額とする。



※いずれの場合においても、当該市町村が前年度の普通交付税不交付団体である場合には、3分の1以内で知事が定める額とする。

※補助対象事業が駅全体の整備事業の中での一部分に相当し、駅全体の整備事業に国庫補助金が交付されている場合は、総事業に対する補助対象事業費の割合で補助対象事業に国庫補助金が充当されているものとみなし、補助額を算定する。ただし、各施設への国庫補助金額が明確になっている場合は除く。

6 交付申請

補助金の交付申請の際には、要綱第6条の規定に基づき交付申請書（様式第1号）を提出する。要綱第6条第4項の「別に定める書類」については以下のとおりとする。

- ・事業者との負担協定書や補助金交付決定通知書、契約書等の写し
- ・工事費内訳等、事業費の見積資料
- ・概略図面その他補助対象事業の説明資料

なお、補助対象となる施設整備・補助対象経費が、駅全体の整備事業の中での一部分に相当する場合などは、補助対象部分・補助対象経費が明確になるように整理をすること。

7 変更承認申請

年度の途中で、整備する施設の基数の変更や事業の中止・廃止などの事業内容の変更、補助対象経費の増減、実施時期の変更等が生じた場合には、県に連絡を行うものとする。

また、事業完了時に補助対象経費を精算した際に、交付申請時（またはそれ以後の変更承認申請時）からの補助対象経費の変更が認められた場合には、ただちに精算結果に基づき、要綱第8条の規定に基づいた変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出するものとする。

変更（中止・廃止）承認申請書の4「添付する書類」については以下のとおりとする。

- ・変更後の協定書や契約書、工事費見積書・精算書・請求書等の写し等（補助対象経費の変更や事業の中止・廃止の状況が分かるもの。）

8 実績報告

事業完了時には要綱第10条の規定に基づき実績報告書（様式第4号）を提出する。実績報告書の6「別に定める書類」については以下のとおりとする。

- ・予算書等（補正後）の写し
- ・協定書・契約書・請求書等の写し
- ・工事費精算書等の写し
- ・概略図面
- ・竣工写真（白黒可）
- ・検査調書等の写し
- ・支出命令書等の写し

なお、補助対象となる施設整備・補助対象経費が、駅全体の整備事業の中での一部分に相当する場合などは、補助対象部分・補助対象経費が明確になるように整理をすること。